

東京都公安委員会告示第195号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 意見の聴取の期日

令和8年6月5日 午前9時30分 開始

2 意見の聴取の場所

千代田区霞が関二丁目1番1号

警視庁本部 意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第196号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 意見の聴取の期日

令和8年6月5日 午前9時30分 開始

2 意見の聴取の場所

府中市多磨町三丁目1番地の1

警視庁府中運転免許試験場 意見の聴取会場

東京都公安委員会告示第197号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年6月5日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

府中市多磨町三丁目1番地の1

警視庁府中運転免許試験場 聴聞会場

東京都公安委員会告示第198号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

東京都公安委員会

委員長 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年6月5日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場

東京都公安委員会告示第199号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の3の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同条第7項において準用する同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年5月28日

東京都公安委員会

委員会 廣瀬 道明

記

1 聴聞の期日

令和8年6月5日 午前9時30分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場